

チェック表(1面)の結果「市・都民税の申告」が必要になった方

令和5年度市・都民税の申告をした方には、1月24日(水)に令和6年度市・都民税申告書を送付する予定です。また、窓口でもお渡ししている他、市ホームページ(右記QRコード参照)からダウンロードすることもできます。☎課税課市民税係 ☎042-497-2040



令和6年度 市民税・都民税申告書

資料番号

1 現住所
1月1日現在の住所
フリガナ
氏名
生年月日
電話番号
基本コード

2 公的年金等
業務・その他

3 所得合計

所得金額(令和5年)	A 収入金額	B 必要経費	C 専従者控除額	所得金額(A-B-C)
営業等	収入	必要経費(裏面⑥も記入)	専従者控除	営業等 ①
農業	収入	必要経費(裏面⑥も記入)	専従者控除	農業 ②
不動産	収入	必要経費(裏面⑥も記入)	専従者控除	不動産 ③
利子	収入			利子 ④
配当	収入			配当 ⑤
給与	収入	源泉徴収票のない方は裏面⑥に記入してください。	収入850万円以上・年金ありで対象となる方所得金額調整控除(円)	給与 ⑥
1/1 公的年金等	収入	遺族・障害年金等は左に含めず裏面⑥に記入してください。		年金 ⑦
1/1 業務・その他	収入	必要経費		その他 ⑧
12/31 総合譲渡・一時	短期 長期 一時	a 収入金額	b 必要経費 c 特別控除	d (a-b-c) 譲渡一時 ⑨
所得合計	①～⑨の合計			所得合計 ⑩

①申告する所得金額のない方は、所得合計⑩に0と書いてください。

4 本人の氏名

5 令和5年1/1～12/31に支払った金額

2 所得から差し引かれる

4 本人の氏名

5 令和5年1/1～12/31に支払った金額

医療費控除(特例含む)	医療費控除(特例含む)の計算は裏面⑥です。	医療費支払額		
必要医療費の明細書添付	医療費控除の特例を適用(する・しない)	円		
社会保険料控除	国保・後期高齢者医療保険 国民年金(要証明書添付) 介護保険料 その他	円		
小規模企業共済等掛金控除	支払った第一種共済掛金と心身障害者扶養共済掛金との合計額	円		
生命保険料控除(要証明書添付)	旧生命保険料支払額 旧個人年金支払額	円		
地震保険料控除	地震保険料 旧長期損害保険料	円		
障害者控除	障害者手帳(身体・精神) 級/愛の手帳 度/その他(障害者認定書添付)	円		
寡婦・ひとり親控除	配偶者と(□死別した □離婚した □生死不明) □ひとり親控除	円		
勤労学生控除	学校名: 学年: 在籍	円		
扶養していた配偶者・親族について記入してください。				
氏名	続柄	生年月日	障害の程度	その他
妻・夫	同居(裏⑥)	明・大・昭平・令	□身体 級-精神 級	調整控除
配偶者の収入(給与・年金)	円	配偶者合計所得	□愛の手帳 度	調整控除
氏名	続柄	生年月日	□認定書添付	
同居(裏⑥)	明・大・昭平・令		□身体 級-精神 級	調整控除
同居(裏⑥)	明・大・昭平・令		□愛の手帳 度	調整控除
同居(裏⑥)	明・大・昭平・令		□認定書添付	
同居(裏⑥)	明・大・昭平・令		□身体 級-精神 級	調整控除
同居(裏⑥)	明・大・昭平・令		□愛の手帳 度	調整控除
同居(裏⑥)	明・大・昭平・令		□認定書添付	

基礎 480,000

控除合計

◆年金収入のみの方

必ず記入	①・②
必要に応じて記入	④・⑤

- ①現住所・令和6年1月1日現在の住所・電話番号・氏名・フリガナ・個人番号(マイナンバー)・生年月日を記入してください。
 - ②年金の源泉徴収票に記載のある支払金額を記入してください(複数公的年金をお受けの場合は合計金額を記入してください)。
 - ④申告者本人に該当する内容があれば記入してください。
 - ⑤配偶者及び扶養親族がいる場合、情報を記入してください。個人番号(マイナンバー)も忘れずに記入してください。
- ※太枠以外の控除については、源泉徴収票、控除証明書、医療費控除の明細書などが添付されていれば、金額を市職員が転記するため、記入は不要です。ただし、年金からの天引き以外で納付した社会保険料がある場合は必ず記入してください。

◆収入がなかった方

必ず記入	①・③・⑥
必要に応じて記入	④・⑤

- ①現住所・令和6年1月1日現在の住所・電話番号・氏名・フリガナ・個人番号(マイナンバー)・生年月日を記入してください。
- ③「0」と記入してください。
- ④申告者本人に該当する内容があれば記入してください。
- ⑤配偶者及び扶養親族がいる場合、情報を記入してください。個人番号(マイナンバー)も忘れずに記入してください。
- ⑥裏面の該当欄に記入してください。

◆上記に当てはまらない方

「市・都民税申告書」の手引きを参考に記入してください。

郵送での提出にご協力ください

市・都民税申告書を郵送で提出する場合は、必要書類を同封し、下記送付先へ郵送してください。申告書の控えの返送をご希望の場合は、返送先を記載のうえ、84円切手を貼った返送用封筒を同封してください。【送付先】〒204-8511清瀬市中里5-842 清瀬市課税課市民税係行

チェック表(1面)の結果「確定申告」が必要になった方

パソコン・スマートフォンから申告

手書きの申告書で申告

①国税庁ホームページにアクセス

QRコード <https://www.keisan.nta.go.jp/kyoutu/ky/sm/top#bsctrl>

②画面の指示に従って申告書を作成

③いずれかの方法で申告書の提出

◆マイナンバーカードを使って送信(二次元バーコード)
マイナンバーカードとマイナンバーカード読み取り対応のスマー

トフォンが必要です。
◆マイナンバーカードを使って送信(ICカードリーダー)
マイナンバーカードとICカードリーダーが必要です。
◆IDとパスワードを使って送信
ご利用にはあらかじめ税務署にて「ID・パスワード方式の届出完了通知」の発行が必要です。本人確認書類を持参し、税務署にて事前に手続きをお願いします。

◆郵送
作成した申告書を印刷して東村山税務署に郵送してください。
〒189-8555東村山市本町1-20-22 東村山税務署



電子申告画面のイメージ

(左: パソコン、右: スマートフォン)

◎マイナンバーカードを利用して、マイナポータルと連携すると、申告に必要な各種証明書等のデータを確定申告書の該当項目へ自動入力ができます。また、スマートフォンとマイナンバーカードをお持ちの方は、「マイナポータルアプリ」からも簡単に申告できます。

申告書は東村山税務署や市役所本庁舎などで配布します。市役所では2月1日(木)より2階の市民協働ルーム前や各申告受付会場にて配布予定です。

東村山税務署 確定申告作成会場開設

2月16日(金)より、東村山税務署内に確定申告作成会場が開設されます。受け付けは、午前8時30分から午後4時までです。入場には整理券が必要になりますので、当日または事前にLINEアプリでお手続きください。詳しくは、国税庁ホームページを確認してください。

☎東村山税務署個人課税部門 ☎042-394-6811 (代表)

市・都民税の申告にお持ちいただくものなど

課税課市民税係 ☎042-497-2040



筆記用具



足りない書類などがあると受け付けできません。お越しになる前に今一度持ち物を確認してください。

市・都民税申告書

令和5年度市・都民税申告書を提出された方には、1月24日(水)に令和6年度市・都民税申告書を送付する予定です。お手元に届きましたら、必要に応じて提出してください。なお、提出の必要があるかどうかについては、本特集号1面で確認してください。
※市・都民税申告書は市ホームページからもダウンロードできます(右記QRコード参照)。



個人番号(マイナンバー)が記載された書類と本人確認書類

▶個人番号(マイナンバー)が記載された書類

マイナンバーカード、通知カード、マイナンバー記載の住民票など

▶本人確認書類の例

顔写真付きの身分証明書(運転免許証、パスポート)
※上記がない場合は、健康保険証や年金手帳などの書類を2点準備してください。



名称: マイナちゃん

申告時に気を付けていただきたいこと

扶養親族(16歳未満含む)、障害の等級などの人的控除を忘れずに記入してください。(2面中段左の④⑤欄)

医療費のお知らせ(医療費等通知書)は医療費控除に使用できます

医療費等通知書は、医療費控除に使用することができます。下記のとおり発送済みまたは発送予定ですので確認してください。

◆国民健康保険

○令和4年11月診療分～令和5年6月診療分 = 令和5年11月に送付済み

○令和5年7月～10月診療分 = 令和6年2月中旬から下旬までに発送予定

◆後期高齢者医療

○令和4年9月診療分～令和5年8月診療分 = 令和6年1月末日ごろに発送予定

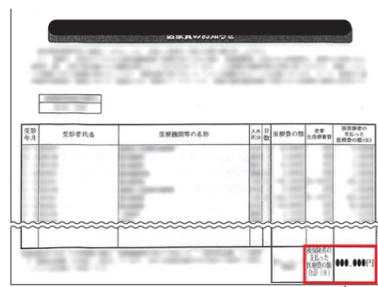
実際に自身が負担された額と異なる場合(公費負担医療や高額療養費など)は、その金額を

差し引くなどご自身で額を訂正して申告していただく必要があります。また、医療費控除は前年の1月から12月までの支払額が対象になります。医療費通知書に記載されていない診療月については、ご自身で明細書を作成してください。また、マイナポータルから医療費通知情報を確認することができます。なお、差額ベッド代などの保険適用外は含まれていません。

☎保険年金課国保係 ☎042-497-2047、保険年金課高齢者保険係 ☎042-497-2050

※医療費控除に関することは課税課市民税係 ☎042-497-2040へお問い合わせください。

国民健康保険



「被保険者の支払った医療費の額合計(※)の金額を申告してください。

後期高齢者医療



「自己負担相当額」と「標準負担額」の合計金額を申告してください。

(注) 画像はいずれもイメージです。

所得・控除を証明する書類

◆所得…令和5年中の収入がわかるもの(給与・公的年金等の源泉徴収票、報酬などの支払調書など)。一度お預かりした源泉徴収票などは、原則返却することができませんので注意してください。

◆控除…令和5年中に支払った社会保険料の金額がわかる書類や、国民年金保険料の控除証明書(※1)、生命保険料・地震保険料の控除証明書、医療費控除の明細書(※2)、障害者手帳、学生証など(※1) 令和5年中に支払った国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険の保険料の金額を事前に確認してください。金額がわからない場合は、市役所本庁舎と松山出張所、野塩出張所にて支払金額の確認書を交付していますので、運転免許証や保険証などの本人確認書類をご準備のうえお越しください。また、電話確認や郵送請求も可能ですので、お手元に保険証または納税通知書をご準備のうえ、下記問合せ先にお電話ください。なお、国民年金については、控除証明書の添付が必須となります。詳しくはお近くの年金事務所にお問い合わせください。

【各種問合せ】

▶国民健康保険について = 保険年金課国保係 ☎042-497-2047

▶後期高齢者医療保険について = 保険年金課高齢者保険係 ☎042-497-2050

▶介護保険について = 介護保険課管理係 ☎042-497-2079

▶国民年金保険料について = (管轄) 武蔵野年金事務所 ☎0422-56-1411

(※2) 医療費控除の明細書は、医療機関ごとに令和5年中に支払った医療費を記入し、すべての合計金額をご自身で計算のうえ、事前に準備してください。明細書は国税庁ホームページからダウンロードできる他、任意の様式でも構いません(下記記事参照)。

要介護認定等をお持ちの方へ～医療費控除・障害者控除の対象ではありませんか?

◆医療費控除

対○施設サービス = ①介護老人保健施設や介護療養型医療施設、介護医療院の利用者の一部負担額・食費および居住費負担額②特別養護老人ホームに平成12年4月1日以降に入所した方は介護費の1割から3割、食費および居住費の自己負担額の合計額の2分の1に相当する額

○居宅サービス = 訪問看護・訪問リハビリなどの医療系サービスの自己負担額。また、これらの居宅サービスにあわせ同月に利用した訪問介護などの利用者一部負担額

○おむつ代 = 傷病により6か月以上寝たきりで、医師の治療を受け、おむつを使用している方(医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要。2年目以降は基準を満たせば市で証明が発行できる場合あり)

※いずれも申告時には「医療費控除の明細書」の作成と添付が必要。

◆障害者控除

対65歳以上で介護保険の要介護認定を受け、要介護3以上の方。または要介護1以上の寝たきり度や認知症度の高い方で、身体障害者と同等の程度と認められる方。

※申告時に市が発行する証明書が必要です。交付申請書(介護保険課で配布または市ホームページからダウンロード可)を窓口を持参または郵送で介護保険課まで。

☎医療費控除について = 課税課市民税係 ☎042-497-2040、おむつ使用証明書・要介護認定者の障害者控除について = 介護保険課介護サービス係 ☎042-497-2080

医療費控除について

医療費控除、セルフメディケーション税制を受けるには、「医療費控除の明細書」、「セルフメディケーション税制の明細書」の作成・添付が必要です。「医療費控除の明細書」、「セルフメディケーション税制の明細書」を申告書とともに提出していただかなければ、各控除を受けることはできません。申告会場では、各明細書の作成は行っていないので、必ず事前にご自身で作成してください。

なお、領収書の提出は必要ありませんが、ご自身で5年間保存してください。医療費控除の明細書は右記QRコードよりダウンロードできます。

